

介護保険法に基づく居宅介護支援事業所の指定取消し処分

1. 処分を行う事業所の概要

- | | |
|------------|--|
| (1) 事業所名 | 居宅介護支援事業所 オネスト
(管理者：馬越美智代) |
| (2) 所在地 | 神戸市東灘区住吉南町2丁目7番17号 |
| (3) 指定年月日 | 平成15年8月1日 |
| (4) サービス種別 | 居宅介護支援事業 |
| (5) 運営法人 | 有限会社オネスト
(代表者：代表取締役 馬越博邦)
(所在地：神戸市東灘区住吉南町2丁目7番17号) |

2. 事案の概要

居宅介護支援事業所 オネストの運営法人 有限会社オネストの代表者（以下「当該代表者」という。）とその妻で当該事業所の管理者兼介護支援専門員（ケアマネジャー）（以下「当該介護支援専門員」という。）は、それぞれ一人暮らしで高齢である姉妹（A氏、B氏）の担当介護支援専門員となった（A氏は平成16年4月から、B氏は平成16年11月から）ことを契機に、両名の財産を不当に処分し又は不当に財産上の利益を得ようとした。

(1) A氏に対する行為

A氏は、平成17年6月に、アルツハイマー型認知症で認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱb、平成22年2月には認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲbと診断された。平成22年4月にA氏が介護保険施設に入所した後、

- ① 当該代表者と当該介護支援専門員は、A氏名義の預金口座から平成22年11月から平成23年12月にかけて多額の出金（養子縁組離縁請求に係る平成28年6月30日大阪高等裁判所判決では、出金額は1,000万円を超えると認定されている）を行った。
- ② 平成23年8月26日、A氏の自宅不動産を当該介護支援専門員に対して売却させた。

(2) B氏に対する行為

当該代表者は、平成22年8月17日に、B氏と委任契約及び任意後見契約を、平成25年10月4日に死後事務委任契約をそれぞれ締結し、当該介護支援専門員は、平成25年11月26日にB氏と養子縁組を行った上で、

- ① B氏をして生命保険の死亡保険金受取人を当該介護支援専門員へ変更させた。
- ② B氏の預金口座から3,000万円を出金して、当該代表者及び当該介護支援専門員が鍵を管理していてB氏が容易に開扉できない貸金庫に保管した。
- ③ B氏の自宅不動産について、負担付死因贈与契約名目で当該介護支援専門員に対する所有権移転仮登記を行った。
- ④ 平成26年9月12日、B氏から預かっていたキャッシュカードを利用して、B氏が出金を拒否しているのを知りながら、ATMでB氏名義の預金口座から50万円を出金し

た。

3. 処分に至る経緯

平成29年5月24日	B氏家族からの裁判資料の提供
平成29年6月以降	裁判証拠資料の提供を受け、関係資料を精査
平成29年6月27日	介護保険法に基づく監査を実施
平成29年8月24日	行政手続法に基づく聴聞を実施

4. 処分の内容

指定の取消し

(根拠法令 介護保険法第84条第1項第4号)

5. 処分年月日

平成29年9月15日 (金)

6. 処分効力発生日

平成29年10月1日 (日)

7. 処分を行う理由

介護保険法第81条第6項違反

(1) 要介護者に対する人格尊重義務違反 (経済的虐待行為)

居宅介護支援事業所の立場を利用してサービスの提供を受ける高齢者の財産を不当に処分し又は高齢者から不当に財産上の利益を得るものであり、人格尊重義務 (介護保険法第81条第6項) 違反に該当する。

(2) 忠実に職務を行う義務違反

居宅介護支援事業所が、サービスの提供を受ける要介護者をしてサービスに対する適正な対価を超える出捐を行わせることによって経済的利益を得ようとする場合は、要介護者と事業者の利益が相反することになるため、要介護者の承諾を得ていない場合には忠実義務 (介護保険法第81条第6項) 違反に該当する。